特定家畜伝染病発生時における
防疫業務に関する協定書

鹿児島県

株式会社阪急交通社

特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）とは、特定家畜伝染病に係る防疫業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鹿児島県内で特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て、特定家畜伝染病に係る防疫業務を迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　本協定における特定家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項に規定された疾病のうち、次の各号に定めるものをいう。

（１）口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

（２）前号に掲げるもののほか、経済的に重大な被害又は社会的に大きな影響を及ぼす家畜伝染病と甲が認めるもの

（協力要請）

第３条　甲は、鹿児島県内で特定家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力が必要と判断した場合は、乙に対して防疫業務の協力を要請するものとし、乙は、甲の協力要請に対し、可能な限り応じるものとする。

２　甲は、次に掲げる事項を明らかにした防疫業務協力要請書（別記様式第１号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、やむを得ない事情により、防疫業務協力要請書による要請が困難な場合は、口頭又はその他の方法で要請し、その後、速やかに防疫業務協力要請書を提出するものとする。

（１）特定家畜伝染病の発生状況及び協力要請する防疫業務内容

（２）必要とする日時、場所及び期間

（３）その他甲が必要と認めた事項

（業務範囲）

第４条　この協定に基づく防疫業務の内容は、次に掲げるものとする。

（１）特定家畜伝染病が発生した農場等における防疫措置

（２）仮設基地、集合基地等の拠点の運営等、防疫措置に係る後方支援業務

（３）その他甲が必要と認め、乙が対応可能である業務

（契約締結）

第５条　甲及び乙は、第３条第２項の防疫業務協力要請書に基づき、速やかに契約を締結する。

（業務の実施）
第６条　乙は、前条の規定に基づき実施した防疫業務が完了した場合には、実施内容を記載した防疫業務実施報告書（別記様式第２号）により、速やかに甲に対し報告するものとする。

（費用の負担）
第７条　甲からの要請を受けて乙が実施した防疫業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用の算出方法は、特定家畜伝染病の発生直前時における適正な価格を基準として、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）
第８条　乙は、第６条の規定による報告をした後、防疫業務の実施内容について甲の確認を受けたときは、防疫業務に要した費用について、甲に支払いを請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、第５条の規定による契約に基づき、乙に対し、その請求額を速やかに支払うものとする。

（秘密保持）
第９条　甲及び乙は、この協定に基づく防疫業務を実施する上で知り得た相手方の秘密について、書面等による事前の承諾なく第三者に漏らしてはならない。この協定が終了した後も、同様とする。

（情報の交換）
第10条　甲及び乙は、この協定に基づく調整が円滑に行われるよう、随時、次の情報を交換するものとする。
（１）特定家畜伝染病に係る情報、業務の内容等
（２）緊急時における相互の連絡責任者、担当者等（連絡責任者報告書（別記様式第３号）による）
（３）その他必要な事項

（業務遂行の停止又は中止）
第11条　病原体の突然変異等により業務遂行地域で人同士の感染の可能性があり、作業員に健康被害の恐れがある場合や天災地変等の不可抗力その他の乙の責めに帰することができない事由によって、乙の業務の遂行が不可能又は著しく困難となったときは、甲及び乙の協議の上、業務の全部又は一部を停止又は中止することができるものとする。

（協議）
第12条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙の協議の上、解決するものとする。

（効力）
第13条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から書面をもって協定を終了する旨の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和８年10月30日

甲　鹿児島県鹿児島市鴨池新町１０番１号
鹿児島県
鹿児島県知事　塩田　康一

乙　大阪府大阪市北区梅田二丁目５番25号
株式会社阪急交通社
代表取締役社長　山川　豊治

別記様式第１号（第３条関係）

家防第　　号
年　月　日

株式会社阪急交通社
代表取締役社長　○○　○○　殿

鹿児島県知事

防疫業務協力要請書

「特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　特定家畜伝染病の発生状況
（１）特定家畜伝染病の種類
（２）家畜の飼養状況（畜種、頭羽数等）
（３）農場住所

２　防疫業務の種類
（１）特定家畜伝染病が発生した農場等における防疫措置
（２）仮設基地、集合施設等の拠点の運営等、防疫措置に係る後方支援業務
（３）その他甲が必要と認め、乙が対応可能な業務

３　防疫業務の内容

実施期間	実施場所	業務内容	備考

４　その他

別記様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　月　日

鹿児島県知事　殿

株式会社阪急交通社
代表取締役社長　○○　○○

防疫業務実施報告書

「特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」第６条第２項の規定により、その実施内容を下記のとおり報告します。

記

１　防疫業務の内容

実施期間	実施場所	業務内容	動員数	備考

２その他

別記様式第３号（第 10 条関係）

年　月　日

連絡責任者報告書

団体名【　　】

１　連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
TEL	
FAX	
E-mail	

２　時間外及び休日の連絡先

〈第１連絡先〉

役職・氏名	
TEL	
FAX	
携帯電話番号	

〈第２連絡先〉

役職・氏名	
TEL	
FAX	
携帯電話番号	

〈第３連絡先〉

役職・氏名	
TEL	
FAX	
携帯電話番号	

３　勤務時間及び休日

・勤務時間：

・休　　日：

【目的外使用の禁止】

「特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関する協定書」に記載する活動以外に利用しないこと。